

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県柴田郡柴田町

2. 構造改革特別区域の名称

柴田町集落拠点づくりどぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

宮城県柴田郡柴田町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

柴田町（以下、「本町」という。）は、仙台市から南へ約 25 キロメートルに位置し、宮城県の南部、仙南地域のほぼ中央に位置する総面積 54.03 km²で宮城県の 0.74%の面積となる小さな町である。北西部は 200 メートル前後の山々に囲まれ、中央部には白石川が流れ、東部で阿武隈川と合流している。町の幹線道は、中央を走る国道 4 号と国道 349 号、鉄道は J R 東北本線、阿武隈急行線が通り、さらに西部の山沿いには東北新幹線が延び、仙台空港、東北自動車道村田 I C、常磐自動車道亘理 I C へのアクセスも整備されている。

観光面では、白石川は親水公園としての整備が図られ、一目千本桜は日本さくら 100 選にも選ばれ、多くの人たちに親しまれ、船岡城址公園とともに桜の名所としてよく知られている。

本町の総面積（平成 27 年 1 月 1 日現在）

総面積・・・ 54.03 k m²

宅 地・・・ 7.97 k m² (14.7%)

田 畑・・・ 13.88 k m² (25.7%)

山 林・・・ 17.29 k m² (32.0%)

その他・・・ 14.89 k m² (27.6%) [河川・道路・水路等]

(2) 気候

10 ヲ年間の年平均 13.7℃、年間降水量は 1,340mm と温暖で降水量も比較的少ないのに加えて、台風等の自然災害の被害が非常に少ない、冬期でも積雪は少なく、夏もしのぎやすいことから住みよい恵まれた気候

となっている。

(3) 人口（平成 28 年 12 月 31 日現在）

総人口・・・・・・ 38,299 人（男 19,138 人、女 19,161 人）

世帯数・・・・・・ 15,530 世帯

昭和 31 年船岡町と槻木町が合併して誕生した本町。戦後、旧船岡第 1 海軍火薬廠跡地の開発として、陸上自衛隊駐屯地、私立大学仙台大学を誘致するとともに、昭和 30 年代後半からの工場団地・住宅団地の造成などにより県内でも有数の人口を抱える町として発展してきた。しかし、平成 17 年の国勢調査による本町の総人口 39,389 人をピークに減少し、平成 22 年の総人口は 39,341 人となり、50 歳未満の人口で減少、50 歳以上の人口が増加した。平成 27 年の国勢調査速報値では、東日本大震災での沿岸地域からの避難者や工事従事者が要因で増加しているが、震災という特殊要因を除けば減少している。

その要因としては、出生率が低下したことによる自然減と本町で生まれ育った若者の町外流出等の社会減が挙げられ、この傾向は今後も続くものと考えられる。町として策を講じない限り地域経済の縮小、労働力人口の減少、地域コミュニティ力の低下による集落機能の損失、地域の子育て機能の低下といったさまざまな影響が危惧される。人口減少と高齢化が著しい集落の維持・存続が特に懸念されることから、持続可能に配慮した地域の活性化が大きな課題となっている。

(4) 産業

町内には 3 カ所の工業団地がある。大手企業の立地等いずれの工業団地もほぼ分譲済みとなっている。公害のない内陸型工業の誘致を積極的に推進してきた結果、本町の工業は地域経済を支える重要な産業として町勢の発展に大きく寄与しており、県下でも有数な企業立地となっている。

一方、経済のグローバル化に伴う国内経済不況の影響を受け、工業生産は低迷を続けている。このため、産業構造の変化に対応した新規産業の立地促進や起業支援、産学官の連携等の取り組みが課題となっている。

農業においては、市街地の開発に伴う農地減少、農業従事者の減少や高齢化、農産物の価格低下等の問題により、生産者の生産意欲の低下を招いており、農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

農地流動化による農地の貸借の円滑化や農業後継者の育成などに努めているが、基幹産業として活力ある農業を振興するには、生産力の強化や農業経営の近代化、担い手の確保をさらに進める必要があり、町内の各地域では場整備を進める動きが高まっている。消費者ニーズへの対応

を図るには、良質な農産物を生産し、個々の農家、集落、法人組織等がそれぞれの良さを発揮できる環境づくりに努め、多様な生産や流通のあり方を探り、稼げる農業の構築を進めていく必要がある。

観光については、「しばた桜まつり」「しばた紫陽花まつり」「しばた曼珠沙華まつり」「みやぎ大菊花展柴田大会」等毎年多くの観光客が訪れている。賑わいが見られるのは一部のまつり会場に限られており、地元商業者等への波及効果が見えにくく、各産業分野での観光を意識した取り組みが必要となっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

町内には、船岡城址公園と城下町跡である旧本町通り、日本さくら 100 選の一目千本桜で知られる白石川堤、太陽の村、町民いこいの森等の様々な地域資源があり、地域や近隣の人たちから四季の自然を楽しむ場として利用されている。

近年の観光の傾向としては自然・歴史・文化等を活用した体験、地元の郷土料理を味わう等、その土地でしか経験できないものが人気となってきているため、こうした地域資源を観光に上手く結びつけることが求められる。

本町では水と緑の快適環境をアピールするため、白石川親水公園と船岡城址公園を花で埋めつくす花咲山構想を推進している。快適環境の整備や美しいまちの景観形成は、観光資源としての価値をいっそう高めるものであり、こうしたハード面の地域資源を一定のシナリオで結びつけ、来訪者が参加型イベント等を通じて生活文化にふれることで、本町でなければ味わうことのできない観光・交流が創出される。

本区域内でどぶろくの提供をすることにより、地元の農家が丹精込めて栽培した米を使った美味しい酒と地場産の農産物を利用した食事を一緒に味わっていただくことで、来訪者におもてなしの心を伝える。こうしたハード、ソフトの一体的な取り組みは本町全体の魅力を高め町内外のヒトとモノの交流を促進し、インバウンドや集落地域の活性化が期待される。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本町における地域資源（地場農産物や美しい景観）を活用して、多様な主体と地域力を向上させる。また、専門的拠点のマネジメントやノウハウを持つ組織（まちづくり会社）が連携し、各集落で生産される農産物に付加価値をつけ販路を開拓する。このような取り組みを一体的に実施することで、地域に暮らしを支える基盤をつくる。

本区域内で、地元の農家が栽培した米を使ったどぶろくの提供が、集落拠点ごとによりできることで集落の特色が生まれ、地域資源の活用による雇用の創出により活気のある暮らしを実現し、生産者と消費者が交流する魅力ある集

落拠点形成を目指す。また、近隣の大河原町で提供されているどぶろくとのコラボレーション企画による広域連携イベントの実現を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町の課題として、人口減少と高齢化が著しい集落の維持や存続が懸念されることから、「持続可能な地域活性化」があげられる。

そのため本町の地域再生計画においても、地域資源を活用した多用な産業におけるしごとや雇用の創出が目標に掲げられており、集落拠点における6次産業化、特産品の開発は稼ぐ力の強化を図る上で必要である。どぶろくの提供は集落活性化に大きな役割を果たすものであり、他の事業との連携に大きな成果をもたらすものと考えている。

どぶろくづくりを含めた集落拠点づくりの取り組みは、住民自らが直接地域振興に関わることにつながり、住民が地域の中でそれぞれの役割を見出し活動することによって、さらに町は活性化される。この結果、町内に特色ある集落拠点が複数でき、地域間連携の強化が図られるものと考えられるため、以下の項目を効果目標として掲げる。

効果目標

項目	現在	29年度目標	31年度目標
自家製によるどぶろく製造事業者数	0	1	2
どぶろくによる6次産業化集落拠点数	0箇所	1箇所	2箇所

※6次産業等に取り組む、集落営農組織、農業法人等を集落拠点とする。

8. 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1. 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

宮城県柴田郡柴田町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために、濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農村レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原材料として濁酒を製造する場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造し、来訪者に提供することで都市と農村の交流が図られ、さらに本町の地域資源を発信していくことにつながる。地域の農業者に新たな農業経営の可能性を示し、農業の維持・発展、集落地域の活性化に寄与するという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考えらる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となることから、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、町の広報の活用や現地指導を徹底し、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。